

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（港区決定）
 都市計画北青山三丁目地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名 称		北青山三丁目地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約 2.9 h a				
公共施設の 配置 及び規模	道路	種 別	名 称	規 模		備 考
		幹線街路	放射第 4 号線	別に都市計画において定めるとおり。		既 設
		区画道路	区画道路 1 号	幅員 23m、延長 約 160m		新 設
			区画道路 2 号	幅員 5.8 ～ 6m、延長 約 130m		新 設
建築物の 整備	街区	建築面積	延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	建築物の高さの限度	備 考
	B-1	約 11,200 m ²	約 180,000 m ² [約 156,000 m ²]	事務所、店舗、宿泊施設、 公共公益施設、駐車場等	高層部：180m 低層部 A：35m	建築基準法施行令第 2 条第 1 項 第 6 号に定める高さとする。
	B-2	約 370 m ²	約 2,000 m ² [約 1,500 m ²]	店舗等	低層部 B：30m	建築基準法施行令第 2 条第 1 項 第 6 号に定める高さとする。
建築敷地の 整備	街区	建築敷地面積	整 備 計 画			
	B-1	約 20,300 m ²	<ul style="list-style-type: none"> にぎわいや交流の拠点形成、生物多様性に配慮した緑のネットワークの強化及び地域の防災性の向上を図るため、隣接地区の広場と連続した広場を整備する。 道路や広場間の歩行者ネットワークを多方面につなぎ、歩行者の利便性を確保するため、建物内外を活用した歩行者通路を整備する。また、青山通りの歩道と沿道の空間が一体となった魅力ある街並みを形成するため、歩道状空地を整備する。 			
	B-2	約 1,100 m ²				
参 考	再開発等促進区を定める地区計画区域内にあり。					

「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、業務機能、商業機能、宿泊機能、公共機能等が調和した複合市街地の形成を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業 北青山三丁目地区第一種市街地再開発事業

計画図 1 (施行区域図) [港区決定]



この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3都市基交第1002号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）3都市基街都第247号、令和4年1月13日

東京都市計画第一種市街地再開発事業

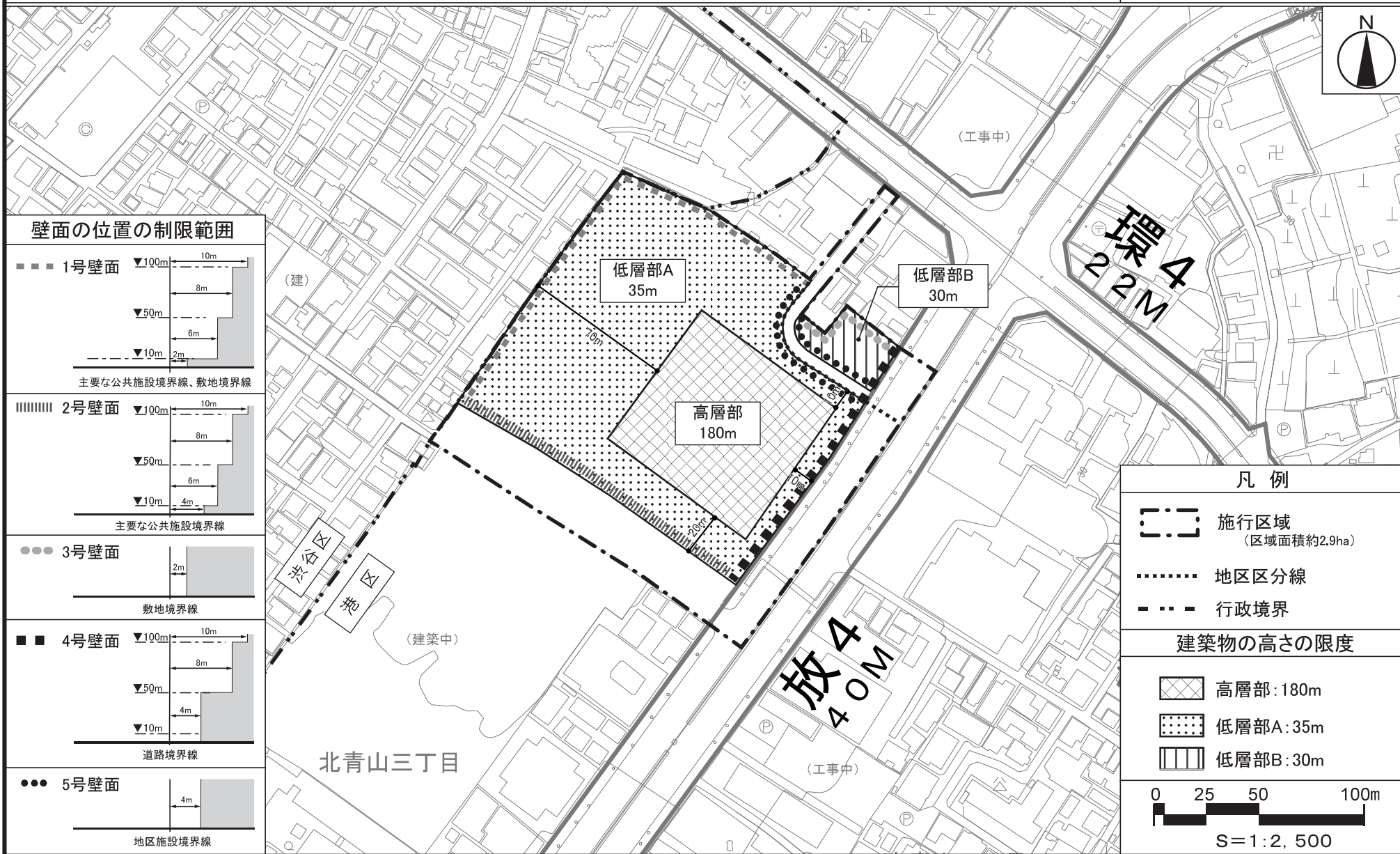
北青山三丁目地区第一種市街地再開発事業 計画図2 (公共施設の配置及び街区の配置図)〔港区決定〕



この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都市形図（S=1:2,500）を使用（3都市基交第1002号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 3都市基街都第247号、令和4年1月13日

東京都市計画第一種市街地再開発事業

北青山三丁目地区第一種市街地再開発事業 計画図3 (建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限図)〔港区決定〕



この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3都市基交第1002号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）3都市基街都第247号、令和4年1月13日